

<報道発表資料>

令和7年4月30日
京都市産業観光局農林振興室

令和7年度「京都市危険木等伐採支援事業」申請受付開始

京都市では、道路や民家等に隣接する森林で、枯れた木や大きく傾いた木など、市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木について、自治会等が未然に伐採するために必要な経費の一部を支援する「京都市危険木等伐採支援事業」を実施しています。

この度、令和7年度の申請の受付を開始します。

【受付期間】

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）

【事業概要】

● 補助対象経費

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に存在し、「危険木判定基準」に合致する樹木（危険木）の伐採及び現場集積に要する経費

● 補助内容

補助対象経費の75%以内（土地1筆当たりの上限30万円）

● 交付の対象者

- (1) 危険木を所有する方
- (2) 危険木により住宅に直接的な被害を受ける恐れのある方
- (3) 自治会等
- (4) 森林組合

【事業実施の流れ】

- ①危険木が所在する区役所・支所に事業計画書を提出してください。
- ②事業計画の承認後、産業観光局農林振興室※に補助金交付申請書を提出してください。
- ③補助金交付決定後、事業着手してください。

※…危険木の所在が右京区京北地域の場合、京北・左京山間部農林業振興センター
（電話：075-852-1817）に提出してください。

【危険木判定基準】

本事業では、以下の表に該当する樹木を「危険木」とします。

区 分	症 状
空 洞	樹幹に空洞があり、概ね幹周の1/3以上又は幹径の1/3以上の深さまで達している。
亀 裂	樹幹に亀裂が見られ、樹径の1/3以上の深さまで達している。
腐 朽	樹幹又は根元（樹自体）にキノコが生えている。
枯 れ	紅葉期又は落葉期以外に、葉の大部分が変色又は落ちている。
病害虫	樹幹に食痕が見られ樹皮が剥がれている。根元にフラス（木くず）が堆積している。
傾 倒	周囲の樹木に比べて、不自然に大きく（概ね20度以上）傾いている。

<お問合せ先>

- ・事業計画書の提出に関するお問合せ先

危険木が所在する地域の区役所・支所の地域力推進室にお問い合わせください。

- ・北区役所地域力推進室（電話：075-432-1199）
- ・左京区役所地域力推進室（電話：075-702-1021）
- ・東山区役所地域力推進室（電話：075-561-9105）
- ・山科区役所地域力推進室（電話：075-592-3066）
- ・右京区役所地域力推進室（電話：075-861-1784）京北出張所以外の右京区
- ・右京区役所京北出張所（電話：075-852-1811）右京区京北地域
- ・西京区役所地域力推進室（電話：075-381-7157）洛西支所以外の西京区地域
- ・西京区役所洛西支所地域力推進室（電話：075-332-9185）西京区大枝・大原野・御陵の一部地域
- ・伏見区役所地域力推進室（電話：075-611-1295）深草・醍醐支所以外の伏見区地域
- ・伏見区役所深草支所地域力推進室（電話：075-642-3125）深草地域
- ・伏見区役所醍醐支所地域力推進室（電話：075-571-6105）醍醐・日野・石田・小栗栖地域

- ・事業全般に関するお問合せ先

京都市産業観光局農林振興室（担当：森林利用係）

電話：075-222-3346